



第139号

石田 郁雄
KCCN 副理事長
司法書士

遺された者の重い宿題

令和6年4月1日に相続登記の申請義務化が施行され、もうすぐ2年になります。世間一般にも相続登記への意識が浸透してきたと見え、司法書士である私の事務所でも従前に比べ、相続登記の依頼件数が増えてきており、相続が発生したら不動産の名義変更を行わなければならないと考える方が多くなってきたように感じます。

私が少し前に受けたある依頼も、そのような日常的な業務の一つでした。

母が他界したので、自宅の土地建物の名義変更をしてほしいという長女と長男からの依頼。父は昔に死亡しているので、法定相続人はこの長女と長男のみ。土地建物のほか、いくつかの金融機関に預金もあったので、その相続手続きも同時に行ってほしい、ということで、姉と弟でどのような遺産の分け方をするか、分割の内容もほぼ決めておられました。

ですので、これは遺産分割協議書を作成すれば容易に手続きを進められる案件でした。不動産の名義変更と預金の解約手続きの両方に共通な書類として、母の出生から死亡までの戸籍謄本が必要ですが、これをまだ取っておられなかったので、私のほうで一式を取り揃えることになりました（司法書士が相続登記業務を受任すると、その業務の範囲内で職務上請求用紙を使用して関係者の戸籍謄本を取得できます）。

さっそく戸籍謄本を取得して見てみると驚きました。依頼者である長女と長男は、「母」と親子関係がなかったのです。長女と長男の本当の母は、長女と長男が小学生のときに亡くなり、その後、父が再婚した相手が「母」なのでした。

すぐに長女と長男に電話で伝えました。そうしたところ、2人とも「母」が生みの親でなく、後から来たお母さんであることはもちろん知っていました。しかし親子関係にないことをまったく知らなかったのです。この場合、長女と長男は父の連れ子に当たるので、父の再婚相手と親子関係を結ぶには、再婚相手と長女、長男が養子縁組をしなければなりません。しかしそれがなされていなかったのです。

これは大変なことになりました。長女、長男は「母」の法定相続人ではないため、土地建物と預金を相続できず、法定相続人である「母」の兄弟姉妹や甥、姪に渡ってしまうことになります（なお、今回の事例において「母」には実子がいませんでした）。それらの法定相続人全員に今回の事態を説明し、一旦、どなたかに相続してもらって、何らかの方法で長女、長男の方へ戻してもらわなくてはならず、その同意と協力を得ないといけない。相続税や贈与税はどうなるのか。なるべくお金がかからずに処理できないものか、等々、検討すべき難題が山積。

(次のページへつづく)

この案件をどのように処理したかについては差し控えますが、問題は、父と「母」は、結婚する際に連れ子が新しい母と親子関係にないことを誰からも知らされなかったのではないかと、という点だと思うのです。「母」が連れ子と親子関係を作るには養子縁組しないとはいけませんよ、と誰からも教えてもらわなかったのではないかと。

父と新しい母がこのことを知らなければ、長女、長男の側から知る由もありません。何かの機会（例えば父の死亡時）に戸籍謄本を取りそろえる機会があり、そこで誰かが気づけば良かったのかもしれませんが、不幸にも指摘される場面がなかった。その結果が、このような重大な問題を生むことになりました。

「母」も長女、長男も、当然、親子関係があるものと考え、疑いも持っていなかったからこそ、今回のような事態になったわけなので、防ぎようがなかったのでしょう。しかし、このような事例は他にもたくさんあると考えられます。

私は、司法書士として普段から、「子のいないご夫婦では遺言書を書いて相続人を指定しておくのが良いですよ」とか「再婚した方は子同士で相続トラブルになる可能性があるので、遺言書を遺しておきましょう」などとアドバイスをすることがあるのですが、今後はそれに加え、「生前に自分の家族関係（推定相続人）について、よく確かめておきましょう」というアドバイスもすべきではないかと考えるようになりました。

相続や遺言に対して関心が高まっている中、あとに遺される人たちに苦勞させることのないよう、事前によく確認しておくことが重要です。

(2026年2月)